

○ 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

（注）平成三十年十月十二日公表の改正案適用後のもの。

改正後	改正前（注）
<p>目次</p> <p>第一章～第四章 略]</p> <p>第五章 信用リスクの内部格付手法</p> <p> [第一節・第二節 略]</p> <p>第三節 信用リスク・アセットの額の算出</p> <p> [第一款～第八款 略]</p> <p>第九款 その他資産等（<u>第百六十一条—第百六十一条の四</u>）</p> <p>第四節 [略]</p> <p>[第六章～第八章 略]</p> <p>附則</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>[一～七十七 略]</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章 同左]</p> <p>第五章 [同左]</p> <p> [第一節・第二節 同左]</p> <p>第三節 [同左]</p> <p> [第一款～第八款 同左]</p> <p>第九款 その他資産等（<u>第百六十一条—第百六十一条の三</u>）</p> <p>第四節 [同左]</p> <p>[第六章～第八章 同左]</p> <p>附則</p> <p>第一条 [同左]</p> <p>[一～七十七 同左]</p>

七十八 T L A C規制対象会社 銀行法第十四条の二の規定に基づ

き銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第●●●号。以下「銀行T L A C告示」という。）第一条第八号に規定する国内処理対象銀行、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であつて銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの（平成三十一年金融庁告示第●●●号。以下「銀行持株会社T L A C告示」という。）第一条第八号に規定する国内処理対象銀行持株会社及び金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき最終指定親会社が最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準（平成三十一年金融庁告示第●●●号。以下「最終指定親会社T L A C告示」という。）第一条第八号に規定する国内処理対象最終指定親会社をいう。

七十九 その他外部T L A C調達手段 銀行T L A C告示第四条第

三項、銀行持株会社T L A C告示第四条第三項及び最終指定親会社T L A C告示第四条第三項に規定するその他外部T L A C調達手段をいう。

八十 その他外部T L A C関連調達手段 その他外部T L A C調達

[号を加える。]

[号を加える。]

[号を加える。]

手段、規制金融機関に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準と類似の基準において、その他外部TLAC調達手段に相当すると認められているもの、これらと発行体が同一かつ法的又は経済的に同順位であるもの並びに特例外部TLAC調達手段（いずれもTLAC除外債務及びこれに相当する債務を除く。）をいう。

八十一 TLAC除外債務 銀行TLAC告示第四条第四項、銀行持株会社TLAC告示第四条第四項及び最終指定親会社TLAC告示第四条第四項に規定する除外債務をいう。

八十二 特例外部TLAC調達手段 TLAC除外債務に相当する債務と法的又は経済的に同順位であつて、その全部又は一部が本邦以外の国又は地域の金融当局によつてその他外部TLAC調達手段に相当すると認められているものをいう。

(普通株式等Tier1資本の額)

第五条 [略]

2 [略]

3 第一項の「普通株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式をいう。

[一～三 略]

四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生じさせておらず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこと。

[号を加える。]

[号を加える。]

(普通株式等Tier1資本の額)

第五条 [同左]

2 [同左]

3 [同左]

[一～三 同左]

四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。

[五～十四 略]

4 [略]

(その他Tier1資本の額)

第六条 [略]

[2・3 略]

4 第一項及び前項の「その他Tier1資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式（前条第三項に規定する普通株式をいう。以下この章において同じ。）に該当するものを除く。）をいう。

一 [略]

二 残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、発行者の他の債務（Tier2資本調達手段に該当する債務を含み、その他Tier1資本調達手段に該当する債務を除く。）に対して劣後的内容を有するものであること。

[三・四 略]

五 償還を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後）に発行者の任意によるときに限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

[五～十四 同左]

4 [同左]

(その他Tier1資本の額)

第六条 [同左]

[2・3 同左]

4 [同左]

一 [同左]

二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するものであること。

[三・四 同左]

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

<p>イ [略]</p> <p>ロ 償還又は買戻しについて<u>期待を生じさせる行為</u>を発行者が行っていないこと。</p> <p>ハ [略]</p> <p>六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認について<u>期待を生じさせる行為</u>が行われていないこと。</p> <p>[七～十五 略]</p> <p>5 [略]</p> <p>(Tier 2資本の額)</p> <p>第七条 [略]</p> <p>2 第二条第三号の算式において、Tier 2資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>[一～四 略]</p> <p>五 少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額（特例外部TLAC調達手段にあつては、当該特例外部TLAC調達手段を発行する者（以下この号において「発行者」という。）の特例外部TLAC調達手段の額の合計額のうち当該発行者のその他外部TLAC調達手段に相当するものとして算入することが本邦以外の国又は地域の金融当局によって認められている額（以下この号において「算入上限額」という。）が当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の合計額に占める割合（当該発行者の</p>	<p>イ [同左]</p> <p>ロ 償還又は買戻しについて<u>の期待を生ぜしめる行為</u>を発行者が行っていないこと。</p> <p>ハ [同左]</p> <p>六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認について<u>の期待を生ぜしめる行為</u>が行われていないこと。</p> <p>[七～十五 同左]</p> <p>5 [同左]</p> <p>(Tier 2資本の額)</p> <p>第七条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>[一～四 同左]</p> <p>[号を加える。]</p>
---	---

特例外部TLAC調達手段の額の合計額が算入上限額に満たない場合は、一とする。)を、商工組合中央金庫又は連結子法人等が保有している当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額に乘以て得られた額とする。以下この条及び第八条において同じ。)

六 その他金融機関等の他外部TLAC関連調達手段の額

3 [略]

4 第一項及び前項の「Tier2資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段(普通株式又はその他Tier1資本調達手段に該当するものを除く。)をいう。

一 [略]

二 残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、発行者の他の債務(その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段に該当する債務を除く。)に対して劣後的内容を有するものであること。

三 [略]

四 償還期限が定められている場合には、発行時から償還期限までの期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等(償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。次号並びに第十九条第四項第四号及び第五号において同じ。)を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 償還等を行う場合には、発行後五年を経過した日以後(発行の目的に照らして償還等を行うことについてやむを得ない事由があ

[号を加える。]

3 [同左]

4 [同左]

一 [同左]

二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務(劣後債務を除く。)に対して劣後的内容を有するものであること。

三 [同左]

四 償還期限が定められている場合には、発行時から償還期限までの期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等(償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。次号並びに第十九条第四項第四号及び第五号において同じ。)を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 償還等を行う場合には、発行後五年を経過した日以後(発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことにつ

ると認められる場合にあつては、発行後)に発行者の任意によるときに限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ [略]

ロ 償還等又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ [略]

[六～十 略]

5 [略]

(資本バツプラーに係る普通株式等 T i e r 1 資本の額)

第七条の二 第二条の二第一項の算式において、資本バツプラーに係る普通株式等 T i e r 1 資本の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額を控除した額とする。

- 一 普通株式等 T i e r 1 資本の額 (第二条第一号の算式における普通株式等 T i e r 1 資本の額をいう。) から次に掲げる額 (第四条の規定によりマウケツト・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、ロに掲げる額を除く。) の合計額 (以下この条において「リスク・アセットの額」という。) に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)

[イ～ニ 略]

いてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前)に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ [同左]

ロ 償還等又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ [同左]

[六～十 同左]

5 [同左]

(資本バツプラーに係る普通株式等 T i e r 1 資本の額)

第七条の二 [同左]

- 一 普通株式等 T i e r 1 資本の額 (第二条第一号の算式における普通株式等 T i e r 1 資本の額をいう。) から次に掲げる額 (第四条の規定によりマウケツト・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、ロに掲げる額を除く。) の合計額 (以下この条において「リスク・アセットの額」という。) に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額

[イ～ニ 同左]

[二・三 略]

(調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

第八条 [略]

[2～5 略]

6 第五条第二項第三号、第六条第二項第二号及び第七条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、商工組合中央金庫又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であつて連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（以下この章において「他の金融機関等」という。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（資本調達手段のうち、普通株式に相当するもの（みなし普通株式（普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。）を含む。以下この条において同じ。））、その他Tier1資本調達手段に相当するもの又はTier2資本調達手段に相当するものをいひ、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の

[二・三 同左]

(調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

第八条 [同左]

[2～5 同左]

6 [同左]

一 第五条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、商工組合中央金庫又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であつて連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（以下この章において「他の金融機関等」という。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（資本調達手段のうち、普通株式に相当するもの（みなし普通株式（普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。）を含む。以下この条において同じ。））、その他Tier1資本調達手段に相当するもの又はTier2資本調達手段に相当するものをいひ、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の

基準において連結自己資本比率の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条において同じ。)を保有している

と認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に商工組合中央金庫又は連結子法人等の普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段を保有していると認められる場合(商工組合中央金庫若しくは連結子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。)における当該他の金融機関等の対象資本調達手段(次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。)のうち普通株式に相当するもの額とする。

【二・三 略】

7 第五条第二項第四号、第六条第二項第三号並びに第七条第二項第三号及び第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

- 一 第五条第二項第四号に掲げる少数出資金金融機関等の普通株式の額は、少数出資調整対象額(少数出資金金融機関等(商工組合中央金庫及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第十一項において同じ。))の対象資本等調達手段(対象資本調達手段又はその他外部TLAC関連調達手段をいう。以下この条及び第十条第二項第一号へにおいて同じ。)を商工組合中央金庫

基準において連結自己資本比率の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条及び第十条第二項第一号へにおいて同じ。)を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に商工組合中央金庫又は連結子法人等の普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段を保有していると認められる場合(商工組合中央金庫若しくは連結子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。)における当該他の金融機関等の対象資本調達手段(次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。)のうち普通株式に相当するもの額とする。

【二・三 同左】

7 第五条第二項第四号、第六条第二項第三号及び第七条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

- 一 第五条第二項第四号に掲げる少数出資金金融機関等の普通株式の額は、少数出資調整対象額(少数出資金金融機関等(商工組合中央金庫及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第十一項において同じ。))の対象資本調達手段を商工組合中央金庫又は連結子法人等が保有している場合(連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて商工組合中央金庫

又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて商工組合中央金庫又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本等調達手段の額（その他外部TLAC関連調達手段にあつては、その他外部TLAC関連調達手段の額の合計額（当該額を算出する場合には、第十一項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫又は連結子法人等が少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段に係る一定のショート・ポジ션을保有するときであつても、これらのその他外部TLAC関連調達手段と対応するショート・ポジ션을相殺することとはできないものとする。）から少数出資に係る五パーセント基準額（第五条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に五パーセントを乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において「基準超過その他外部TLAC関連調達手段」という。）とする。）の合計額（以下この項において「少数出資に係る対象資本等調達手段合計額」という。）から少数出資に係る十パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）

又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段の額の合計額（以下この項において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。）から少数出資に係る十パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に少数出資に係る普通株式保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

に少数出資に係る普通株式保有割合（少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうち普通株式に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

二 第六条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier 1 資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちその他Tier 1 資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

三 第七条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier 2 資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier 2 資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちTier 2 資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

四 第七条第二項第五号に掲げる少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他外部TLAC保有割合（少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうち基準超過その他外部TLAC関連調達手段の額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

8 第六条第二項第四号並びに第七条第二項第四号及び第六号に掲げ

二 第六条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier 1 資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちその他Tier 1 資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

三 第七条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier 2 資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier 2 資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちTier 2 資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

[号を加える。]

8 第六条第二項第四号及び第七條第二項第四号に掲げる額は、次に

る額は、次に定めるところにより算出した額とする。

- 一 第六条第二項第四号に掲げるその他T i e r 1 資本調達手段の額は、その他金融機関等（次に掲げる者をいう。）の対象資本等調達手段を商工組合中央金庫又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて商工組合中央金庫又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。）における当該対象資本等調達手段（以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段」という。）のうちその他T i e r 1 資本調達手段に相当するものの額とする。

[イ～ニ 略]

- 二 第七条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のT i e r 2 資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうちT i e r 2 資本調達手段に相当するものの額とする。

- 三 第七条第二項第六号に掲げるその他金融機関等のその他外部T L A C 関連調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうちその他外部T L A C 関連調達手段の額とする。

- 9 第五条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第五条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四

定めるところにより算出した額とする。

- 一 第六条第二項第四号に掲げるその他T i e r 1 資本調達手段の額は、その他金融機関等（次に掲げる者をいう。）の対象資本等調達手段を商工組合中央金庫又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて商工組合中央金庫又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。）における当該対象資本等調達手段（以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段」という。）のうちその他T i e r 1 資本調達手段に相当するものの額とする。

[イ～ニ 同左]

- 二 第七条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のT i e r 2 資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうちT i e r 2 資本調達手段に相当するものの額とする。

[号を加える。]

- 9 [同左]

- 一 その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第五条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号

号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

【二・三 略】

10 第五条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 特定項目に係る調整対象額(特定項目に係る十パーセント基準対象額(特定項目(その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。))をいう。以下この号において同じ。)の額から第五条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。)から特定項目に係る十五パーセント基準額(同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。次号及び第三号において同じ。)に、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

【二・三 略】

までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

【二・三 同左】

10 [同左]

- 一 特定項目に係る調整対象額(特定項目に係る十パーセント基準対象額(特定項目(その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。))をいう。以下この号において同じ。)の額から第五条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。)から特定項目に係る十五パーセント基準額(同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。次号及び第三号において同じ。)に、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

【二・三 同左】

<p>11 第七項各号及び第八項各号に規定する額並びに第九項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、商工組合中央金庫又は連結子法人等が少数出資金融機関等の対象資本等調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本等調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本等調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。</p>	<p>11 第七項各号及び第八項各号に定める額並びに第九項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、商工組合中央金庫又は連結子法人等が少数出資金融機関等の対象資本調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。</p>
<p>12 第七項各号及び第八項各号に規定する額並びに第九項第一号及び第十項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げるものに該当する対象資本等調達手段があるときは、当該対象資本等調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。</p>	<p>12 第七項各号及び第八項各号に定める額並びに第九項第一号及び第十項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象資本調達手段があるときは、当該対象資本調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。</p>
<p>一 [略]</p> <p>二 引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。第二十条第九項第二号において同じ。）により取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の<u>対象資本等調達手段</u> [13・14 略]</p>	<p>一 [同左]</p> <p>二 引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。第二十条第九項第二号において同じ。）により取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の<u>資本調達手段</u> [13・14 同左]</p>
<p>（信用リスク・アセットの額の合計額） 第十条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に及び、</p>	<p>（信用リスク・アセットの額の合計額） 第十条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p>

当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第二条各号及び第二条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの

【イ～ホ 略】

へ 自己保有資本調達手段、対象資本等調達手段、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、第五条第二項、第六条第二項及び第七条第二項の規定により普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額、その他Tier1資本に係る調整項目の額又はTier2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

ト [略]

【二・三 略】

3 [略]

（普通株式Tier1資本の額）

第十七条 [略]

2 [略]

3 第一項の「普通株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式をいう。

【一～三 略】

四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生じさせておらず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこ

一 [同左]

【イ～ホ 同左】

へ 自己保有資本調達手段、対象資本等調達手段、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、第五条第二項、第六条第二項及び第七条第二項の規定により普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額、その他Tier1資本に係る調整項目の額又はTier2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

ト [同左]

【二・三 同左】

3 [同左]

（普通株式Tier1資本の額）

第十七条 [同左]

2 [同左]

3 [同左]

【一～三 同左】

四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこ

と。

[五～十四 略]

4 [略]

(その他Tier1資本の額)

第十八条 [略]

[2・3 略]

4 第一項及び前項の「その他Tier1資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式（前条第三項に規定する普通株式をいう。以下この章において同じ。）に該当するものを除く。）をいう。

一 [略]

二 残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、発行者の他の債務（Tier2資本調達手段に該当する債務を含み、その他Tier1資本調達手段に該当する債務を除く。）に対して劣後的内容を有するものであること。

[三・四 略]

五 償還を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後）に発行者の任意によるときに限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

と。

[五～十四 同左]

4 [同左]

(その他Tier1資本の額)

第十八条 [同左]

[2・3 同左]

4 [同左]

一 [同左]

二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するものであること。

[三・四 同左]

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還を行う日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要

件の全てを満たすものであること。

イ [同左]

ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ [同左]

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

[七～十五 同左]

5 [同左]

(Tier 2資本の額)

第十九条 [同左]

2 [同左]

[一～四 同左]

[号を加える。]

イ [略]

ロ 償還又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ [略]

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生じさせる行為が行われていないこと。

[七～十五 略]

5 [略]

(Tier 2資本の額)

第十九条 [略]

2 第十四条第三号の算式において、Tier 2資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

[一～四 略]

五 少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額（特例外部TLAC調達手段にあつては、当該特例外部TLAC調達手段を発行者（以下この号において「発行者」という。）の特例外部TLAC調達手段の額の合計額のうち当該発行者のその他外部TLAC調達手段に相当するものとして算入することが本邦以外の国又は地域の金融当局によって認められている額（以下この号において「算入上限額」という。）が当該発行者の特例

<p>外部 T L A C 調達手段の額の合計額に占める割合（当該発行者の特例外部 T L A C 調達手段の額の合計額が算入上限額に満たない場合は、一とする。）を、商工組合中央金庫が保有している当該発行者の特例外部 T L A C 調達手段の額に乗じて得られた額とする。以下この条及び第二十条において同じ。）</p> <p>六 その他金融機関等のその他外部 T L A C 関連調達手段の額</p> <p>3 [略]</p> <p>4 第一項及び前項の「T i e r 2 資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式又はその他 T i e r 1 資本調達手段に該当するものを除く。）をいう。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、発行者の他の債務（その他 T i e r 1 資本調達手段又は T i e r 2 資本調達手段に該当する債務を除く。）に対して劣後的内容を有するものであること。</p> <p>三 [略]</p> <p>四 償還期限が定められている場合には、<u>発行時から償還期限までの期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。</u></p> <p>五 償還等を行う場合には、<u>発行後五年を経過した日以後</u>（発行の目的に照らして<u>償還等を行うことについてやむを得ない事由がある</u>と認められる場合にあつては、<u>発行後</u>）に発行者の任意による</p>	<p>[号を加える。]</p> <p>3 [同左]</p> <p>4 [同左]</p> <p>一 [同左]</p> <p>二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務（<u>劣後債務を除く。</u>）に対して劣後的内容を有するものであること。</p> <p>三 [同左]</p> <p>四 償還期限が定められている場合には<u>発行時から償還期限までの期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。</u></p> <p>五 償還等を行う場合には<u>発行後五年を経過した日以後</u>（発行の目的に照らして<u>発行後五年を経過する日前に償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行</u></p>
--	--

ときに限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ [略]

ロ 償還等又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ [略]

[六～十 略]

5 [略]

(資本バツプラーに係る普通株式等 T i e r 1 資本の額)

第十九条の二 第十四条の二第一項の算式において、資本バツプラーに係る普通株式等 T i e r 1 資本の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額を控除した額とする。

一 普通株式等 T i e r 1 資本の額 (第十四条第一号の算式における普通株式等 T i e r 1 資本の額をいう。) から次に掲げる額 (第十六条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、ロに掲げる額を除く。) の合計額 (以下この条において「リスク・アセットの額」という。) に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額 (当該額が零を下回る場合において、零とする。)

[イ～ニ 略]

[二・三 略]

後五年を経過する日前) に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ [同左]

ロ 償還等又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ [同左]

[六～十 同左]

5 [同左]

(資本バツプラーに係る普通株式等 T i e r 1 資本の額)

第十九条の二 [同左]

一 普通株式等 T i e r 1 資本の額 (第十四条第一号の算式における普通株式等 T i e r 1 資本の額をいう。) から次に掲げる額 (第十六条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、ロに掲げる額を除く。) の合計額 (以下この条において「リスク・アセットの額」という。) に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額

[イ～ニ 同左]

[二・三 同左]

(調整項目の額の算出方法)

第二十条 [略]

2 [略]

3 第十七条第二項第三号、第十八条第二項第二号及び第十九条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第十七条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、商工組合中央金庫が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）（以下この章において「他の金融機関等」といい、連結自己資本比率（第二条に規定する連結自己資本比率をいう。）の算出に当たり連結の範囲に含まれる者を除く。以下この章において同じ。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（資本調達手段のうち、普通株式に相当するもの（みなし普通株式（普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。）を含む。以下この条において同じ。））、その他Tier1資本調達手段に相当するもの又はTier2資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用され

(調整項目の額の算出方法)

第二十条 [同左]

2 [同左]

3 [同左]

一 第十七条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、商工組合中央金庫が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）（以下この章において「他の金融機関等」といい、連結自己資本比率（第二条に規定する連結自己資本比率をいう。）の算出に当たり連結の範囲に含まれる者を除く。以下この章において同じ。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（資本調達手段のうち、普通株式に相当するもの（みなし普通株式（普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。）を含む。以下この条において同じ。））、その他Tier1資本調達手段に相当するもの又はTier2資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用され

る経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において単体自己資本比率の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条において同じ。)を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に商工組合中央金庫の普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段を保有していると認められる場合(商工組合中央金庫又は他の金融機関等が他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。)における当該他の金融機関等の対象資本調達手段(次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。)のうち普通株式に該当するものの額とする。

【二・三 略】

4 第十七条第二項第四号、第十八条第二項第三号並びに第十九条第二項第三号及び第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第十七条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通株式の額は、少数出資調整対象額(少数出資金融機関等(商工組合中央金庫がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第八項において同じ。)の対象資本等調達手段(対象資本調達手段又はその他外部TLAC関連調達手段をいう。以下この条及び次条第二項第一号へにおいて同じ。))を商工組合中央金庫が保有している場合

る経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において単体自己資本比率の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条及び次条第二項第一号へにおいて同じ。)を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に商工組合中央金庫の普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段を保有していると認められる場合(商工組合中央金庫又は他の金融機関等が他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合その他これに準ずる場合を含む。)における当該他の金融機関等の対象資本調達手段(次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。)のうち普通株式に該当するものの額とする。

【二・三 同左】

4 第十七条第二項第四号、第十八条第二項第三号及び第十九条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第十七条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通株式の額は、少数出資調整対象額(少数出資金融機関等(商工組合中央金庫がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第八項において同じ。)の対象資本調達手段を商工組合中央金庫が保有している場合(他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて商工組合中央金庫が実質的に保有している場合に相当すると認

(他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて商工組合中央金庫が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。)

) における当該対象資本等調達手段の額 (その他外部TLAC関連調達手段にあつては、その他外部TLAC関連調達手段の額の合計額 (当該額を算出する場合には、第八項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫が少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときであつても、これらのその他外部TLAC関連調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することはできないものとする。) から少数出資に係る五パーセント基準額 (第十七条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に五パーセントを乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。) を控除した額 (当該額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において「基準超過その他外部TLAC関連調達手段の額」とする。) の合計額 (以下この項において「少数出資に係る対象資本等調達手段合計額」という。) から少数出資に係る十パーセント基準額 (同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。) を控除した額 (当該額が零を下回る場合には、零とする。) をいう。以下この項において同じ。) に少数出資に係る普通株式保有割合 (少数出資金融機関等の対象資本等調達手

められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。) における当該対象資本調達手段の額の合計額 (以下この項において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。)

) から少数出資に係る十パーセント基準額 (同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。) を控除した額 (当該額が零を下回る場合には、零とする。) をいう。次号及び第三号において同じ。) に少数出資に係る普通株式保有割合 (少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。) を乗じて得た額とする。

段のうち普通株式に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。) を乗じて得た額とする。

二 第十八条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier 1 資本保有割合 (少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちその他Tier 1 資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。) を乗じて得た額とする。

三 第十九条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier 2 資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier 2 資本保有割合 (少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちTier 2 資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。) を乗じて得た額とする。

四 第十九条第二項第五号に掲げる少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他外部TLAC保有割合 (少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうち基準超過その他外部TLAC関連調達手段の額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。) を乗じて得た額とする。

5 第十八条第二項第四号並びに第十九条第二項第四号及び第六号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

二 第十八条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier 1 資本保有割合 (少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちその他Tier 1 資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。) を乗じて得た額とする。

三 第十九条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier 2 資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier 2 資本保有割合 (少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちTier 2 資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。) を乗じて得た額とする。

[号を加える。]

5 第十八条第二項第四号及び第十九条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第十八条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、その他金融機関等（商工組合中央金庫がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等をいう。）の対象資本等調達手段を商工組合中央金庫が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて商工組合中央金庫が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第三項各号の場合を除く。）における当該対象資本等調達手段（以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段」という。）のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額とする。

二 第十九条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額とする。

三 第十九条第二項第六号に掲げるその他金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうちその他外部TLAC関連調達手段の額とする。

6 第十七条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第十七条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じ

一 第十八条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、その他金融機関等（商工組合中央金庫がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等をいう。）の対象資本調達手段を商工組合中央金庫が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて商工組合中央金庫が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第三項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段（以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。）のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額とする。

二 第十九条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額とする。
[号を加える。]

6 [同左]

一 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第十七条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて

<p>て得た額をいう。次号及び第三号において同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)</p> <p>〔二・三 略〕</p> <p>7 第十七条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 特定項目に係る調整対象額(特定項目に係る十パーセント基準対象額(特定項目(その他金融機関等に係る<u>対象資本等調達手段</u>のうち普通株式に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。))をいう。以下この号において同じ。)の額から第十七条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。)から特定項目に係る十五パーセント基準額(同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。次号及び第三号において同じ。)に、その他金融機関等に係る<u>対象資本等調達手段</u>のうち普通株式に該当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額</p> <p>〔二・三 略〕</p> <p>8 第四項各号及び第五項各号に<u>規定する額並びに</u>第六項第一号及び</p>	<p>得た額をいう。次号及び第三号において同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)</p> <p>〔二・三 同左〕</p> <p>7 [同左]</p> <p>一 特定項目に係る調整対象額(特定項目に係る十パーセント基準対象額(特定項目(その他金融機関等に係る<u>対象資本調達手段</u>のうち普通株式に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。))をいう。以下この号において同じ。)の額から第十七条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。)から特定項目に係る十五パーセント基準額(同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。次号及び第三号において同じ。)に、その他金融機関等に係る<u>対象資本調達手段</u>のうち普通株式に該当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額</p> <p>〔二・三 同左〕</p> <p>8 第四項各号及び第五項各号に<u>定める額並びに</u>第六項第一号及び</p>
---	--

前項第一号に掲げる額を算出する場合において、商工組合中央金庫が少数出資金融機関等の対象資本等調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本等調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

9 第四項各号及び第五項各号に規定する額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げるものに該当する対象資本等調達手段があるときは、当該対象資本等調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 [略]

二 引受けにより取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の対象資本等調達手段

[10・11 略]

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十一条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

項第一号に掲げる額を算出する場合において、商工組合中央金庫が少数出資金融機関等の対象資本調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

9 第四項各号及び第五項各号に定める額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象資本調達手段があるときは、当該対象資本調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 [同左]

二 引受けにより取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

[10・11 同左]

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十一条 [同左]

2 [同左]

<p>一 第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式に「マーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合」次に定めるもの [イ～ホ 略]</p> <p>～ 自己保有資本調達手段、<u>対象資本等調達手段</u>、無形固定資産、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、第十七条第二項、第十八条第二項及び第十九条第二項の規定により普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額、その他Tier1資本に係る調整項目の額又はTier2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分</p> <p>ト [略]</p> <p>[二～四 略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)</p> <p><u>第五十三条の三の二</u> 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあつては、第三十三条から前条までの規定にかかわらず、その他外部TLAC関連調達手段(特例外部TLAC調達手段にあつては、当該特例外部TLAC調達手段を発行する者(以下この条において「発行者」という。)の特例外部TLAC調達手段の額の合計額のうち当該発行者のその他外部TLAC調達手段に相当するものとして算入することが本邦以外の国又は地域の金融当局によつて認められている額(以下この条において「算入上限額」という。))が当該発行者の特例外部TLAC調達手段の合計額に占める割合(当該</p>	<p>一 [同左]</p> <p>[イ～ホ 同左]</p> <p>～ 自己保有資本調達手段、<u>対象資本調達手段</u>、無形固定資産、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、第十七条第二項、第十八条第二項及び第十九条第二項の規定により普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額、その他Tier1資本に係る調整項目の額又はTier2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分</p> <p>ト [同左]</p> <p>[二～四 同左]</p> <p>3 [同左]</p> <p>[条を加える。]</p>
---	--

発行者の特例外部TLAC調達手段の額の合計額が算入上限額に満たない場合は、一とする。)を当該商工組合中央金庫又は連結子法人等が保有している当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額に乘以得られた額に係る部分に限る。)のうち第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーのリスク・ウエイトは、第四十条に定めるところによる。

(その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)

第百六十一条の四 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあつては、その他外部TLAC関連調達手段(特例外部TLAC調達手段にあつては、当該特例外部TLAC調達手段を発行する者(以下この条において「発行者」という。))の特例外部TLAC調達手段の額の合計額のうち当該発行者のその他外部TLAC調達手段に相当するものとして算入することが本邦以外の国又は地域の金融当局によって認められている額(以下この条において「算入上限額」という。)が当該発行者の特例外部TLAC調達手段の合計額に占める割合(当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の合計額が算入上限額に満たない場合は、一とする。)を当該商工組合中央金庫又は連結子法人等が保有している当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額に乘以得られた額に係る部分に限る。)のうち第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー

[条を加える。]

の信用リスク・アセットの額は、第百三十四条から前条までに定めるところによる。

備考 表中の「」の記載は注記である。